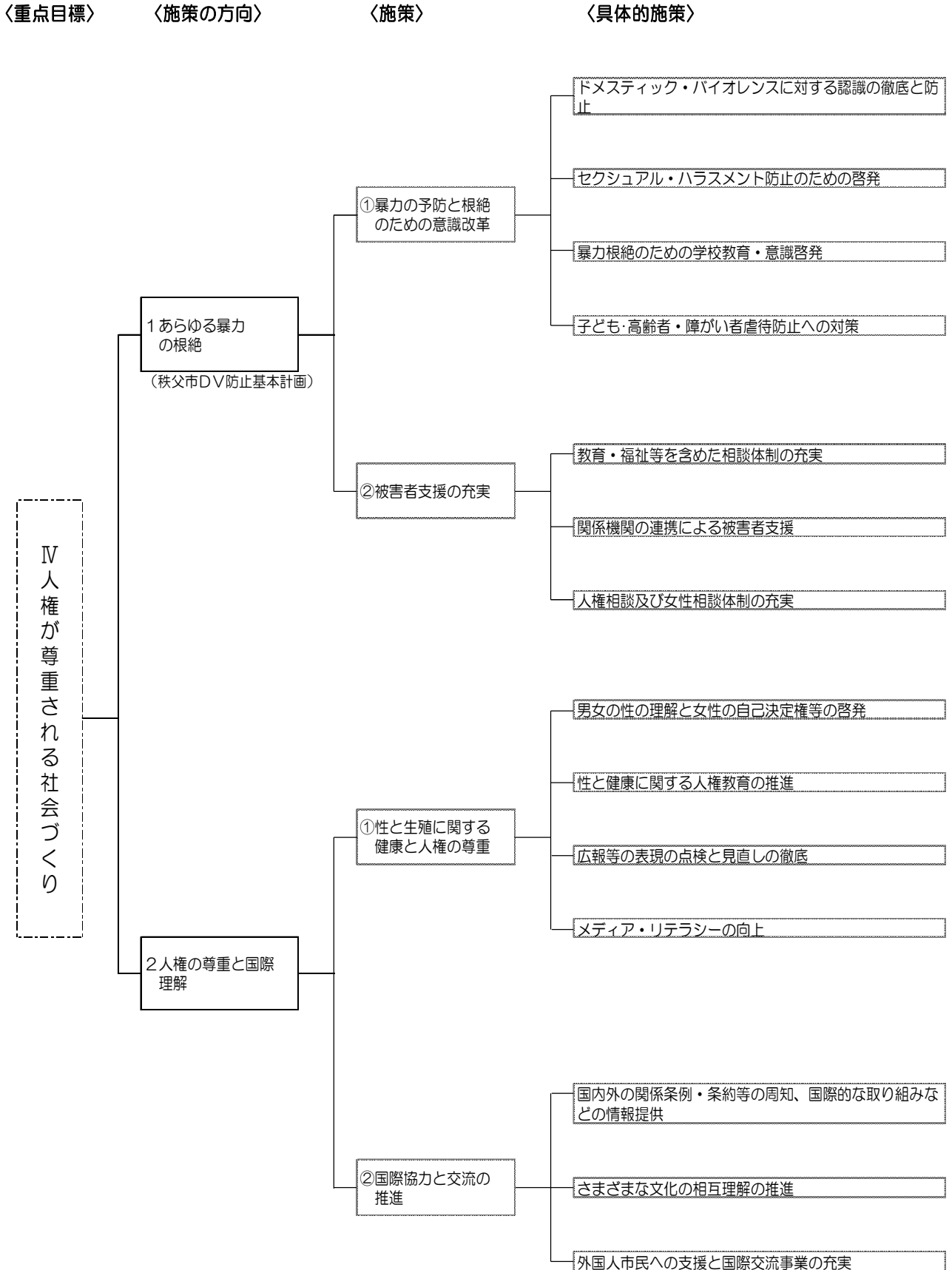


IV 人権が尊重される社会づくり



## 重点目標Ⅳ 人権が尊重される社会づくり

### 施策の方向1 あらゆる暴力の根絶（秩父市DV防止基本計画）

#### <現状と課題>

ドメスティック・バイオレンス（DV）（\*11）やセクシュアル・ハラスメント、デートDV（\*12）、性暴力など、主に女性に対する精神的・身体的な暴力が社会的な問題となっています。これらの暴力に関する問題は深刻化しており、被害者を救済・支援するためのネットワークづくりが急務となっています。

ドメスティック・バイオレンスについては、人権を侵害する犯罪と認識されるようになり、平成13年に「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」（DV防止法・平成19年7月及び平成25年7月改正）が施行されました。夫婦間などのプライベートな問題であるため、表面化しにくく、その実態を把握することは難しい状況ですが、被害者の救済や保護も含め、取り組みを強化することが求められています。

#### <施策>

##### ① 暴力の予防と根絶のための意識改革

##### 主な担当課

ドメスティック・バイオレンスに対する情報提供を行い、認識の徹底と防止を推進します。	社会福祉課・市民生活課 保健センター
セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発を行います。	市民生活課
暴力根絶のための学校教育・意識啓発を行います。	学校教育課・市民生活課
子ども・高齢者・障がい者虐待防止への対策を行います。	こども課・子育て支援課 障がい者福祉課・高齢者介護課・包括支援センター

##### ② 被害者支援の充実

##### 主な担当課

教育・福祉等を含めた相談体制の充実を図ります。	教育研究所・子育て支援課 市民生活課・保健センター
被害者のニーズに応じた情報提供やサービスの紹介を行い、関係機関の連携による被害者支援を行います。	社会福祉課・市民生活課 保健センター・建築住宅課
人権擁護関係機関と連携しながら、人権相談及び女性相談体制の充実を図ります。	総務課・市民生活課

#### 市民のみなさんは…

- 夫婦やパートナー間であっても、暴力は人権侵害であり犯罪であるという認識を持ちましょう。
- 一人で悩まず家族や友人、行政の専門窓口などに相談しましょう。
- 地域全体で関心を持ち、暴力被害の未然防止・早期発見に努めましょう。

（\*11）夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において、主に男性から女性に加えられる身体的・精神的・性的な暴力のことです。物理的な暴力だけではなく、脅し、ののしり、無視、言葉の制限・強制などにより心理的苦痛を与えることなども含まれます。

（\*12）交際中の異性への暴力行為のことです。殴る、蹴るといった身体的な暴力のほか、罵倒（ばとう）する、金銭を要求する、束縛する、性行為を強要するなど精神的・性的な暴力行為も含まれます。

## (重点目標Ⅳ)

### 施策の方向2 人権の尊重と国際理解

#### <現状と課題>

女性が自分の身体のことを自分で決める権利（子供を産む、産まない、いつ何人産むかなど）について、それが女性の重要な人権であるという認識を持つことが必要です。

新聞・テレビ・ラジオ及びインターネットなどのメディアは、多くの人々に共通の意識を形成する上で大きな効果をもっており、女性の人権の尊重に向けた取り組みなどもなされています。

しかし、女性への暴力や女性への性的興味をあおるような露骨な表現、男女の役割分担意識を増長する情報なども氾濫しています。これらの情報を安易に受け止めず、情報を主体的に読み解き、活用できる能力を身につけることが必要です。それにより固定的な性別役割分担意識の解消や、人権尊重に配慮して刊行物を改善するなどの取り組みが求められています。

また、男女共同参画の推進において国際社会からの影響力も増大しています。豊かな国際感覚を持ち、幅広い視野で考え行動できるように、外国人との交流・協力の機会を拡充していくことが重要です。

#### <施 策>

##### ① 性と生殖に関する健康と人権の尊重

##### 主な担当課

状況に応じた家族計画指導を通して、男女の性の理解と女性の自己決定権等の啓発を行います。	市民生活課 保健センター
性と健康に関する人権教育の推進のため、情報提供や学習機会の充実を図ります。	市民生活課・学校教育課
広報等の表現の点検と見直しの徹底を行います。	秘書広報課・関係各課
メディア・リテラシー（*13）の向上につながる学習機会の充実を図ります。	秘書広報課・市民生活課

##### ② 国際協力と交流の推進

##### 主な担当課

国内外の関係条例・条約等の周知及び国際的な取り組みなどの情報提供に努めます。	市民生活課
外国人市民への支援の充実とさまざまな文化の相互理解の推進を図ります。	市民生活課
外国人市民への支援と友好都市等との国際交流事業の充実を図ります。	市民生活課

#### 市民のみなさんは…

- 自らの健康と権利について学習し、理解を深めましょう。
- 子どもたちが自分の性を大切にできるよう、家庭でも話し合みましょう。
- 地域に住む外国人との交流など、身近なところから国際交流について考えてみましょう。

（\*13）メディアからの情報を無批判に受け入れるのではなく、情報を広い視野から分析・評価し、メディアに対して働きかけることなどにより高められる能力のことです。